

I すべての人のいのちを大切にする取組み		スローガン(目標)
1	すべての人の権利を守るしくみづくり	
(1)	権利擁護の推進、虐待の防止	⇒ すべての人の権利が守られ、障害者虐待のない社会を目指します
(2)	障害を理由とする差別の解消	⇒ 障害を理由とした差別を無くし、安心して暮らせる社会を目指します
(3)	意思決定支援の推進	⇒ 誰でも自らの意思が反映された生活が送れる社会を目指します
2	ともに生きる社会を支える人づくり	
(1)	障害福祉を支える人材の確保・育成	⇒ 誰もが安心して暮らせるよう地域社会を支える福祉人材を確保、育成します
(2)	保健・医療を支える人材の確保・育成	⇒ 誰もが安心して暮らせるよう地域社会を支える保健・医療人材を確保、育成します□

II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み		
3	安心して暮らせる地域づくり	
(1)	相談支援体制の構築	⇒ 誰もが身近な地域で、質の高い相談ができる体制を整備します
(2)	地域生活移行支援等の充実	⇒ 地域生活を希望する障害当事者が、自身の判断のもと、安心して地域で暮らせる社会を目指します
4	地域生活を支える福祉・医療体制づくり	
(1)	障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上	⇒ 障害福祉サービスが充実し、誰もが質の高い支援が受けられる社会を目指します□
(2)	地域における支援体制の整備	⇒ 地域の課題を地域で解決できる体制を整備します□
(3)	保健・医療施策の推進	⇒ 障害当事者が身近な地域で適切に保健・医療を受けることができる社会を目指します□
(4)	障害のある子どもへの支援の充実	⇒ 障害のある子どもが、家族と一緒に、住み慣れた環境で安全に暮らせるよう支援体制を整備します
(5)	障害当事者やその家族等への支援の充実	⇒ 障害当事者を支える家族の負担を減らし、家族がともに安心して暮らせるための支援を充実させます
(6)	支援者の負担軽減に向けた取組みの推進	⇒ 障害当事者を支える支援者の負担を減らし、支援の質の向上につなげるための支援を充実させます

III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み		
5	社会参加を促進するための環境づくり	
(1)	誰もが住みやすいまちづくりの推進	⇒ 障害当事者の声が反映された、誰もが安全に、安心して住める町づくりを推進します
(2)	意思疎通支援の充実	⇒ すべての人が不自由なく意思疎通できるよう、社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します
(3)	情報のアクセシビリティ(利便性)の向上	⇒ すべての人の情報保障を図り、社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します
(4)	デジタル等先端技術を活用した障害者支援の充実	⇒ 誰もがデジタル等の先端技術を活用し、社会参加しやすい社会を目指します
(5)	防災及び災害発生時の体制整備	⇒ 災害に強く、福祉の観点からも、障害当事者を含むすべての人を守る体制づくりを推進します
(6)	犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実	⇒ 犯罪や消費者トラブルから障害当事者を含むすべての人を守る体制づくりを推進します
6	雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり	
(1)	就労支援の充実	⇒ 障害の程度や状態、特性に応じて、安心して働くことができる社会を目指します
(2)	障害者の雇用促進	⇒ 障害の理解が進み、障害当事者が誰でも活躍できる職場を増やします

IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み		
7	ともに生きるための意識づくり	
(1)	当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発	⇒ 県民の誰もがお互いの目線に立ちながら障害福祉を考える社会を目指します
(2)	障害の理解と差別解消の促進	⇒ 障害への理解が進み、誰もが差別なく暮らせる社会を県民全体で目指します
(3)	障害者主体の活動の促進	⇒ 障害当事者の誰もが主体的に活動できる社会を県民全体で目指します
8	ともに育つための教育の振興	
(1)	教育環境の整備	⇒ すべての子どもの能力や可能性を最大限伸ばせるよう、質の高い教育環境づくりを目指します
(2)	インクルーシブ教育の推進	⇒ すべての子どもが平等な環境のもと、ともに考え、学び、育み合える学習環境の整備を目指します
9	ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興	
(1)	文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進	⇒ 障害当事者が身近な地域で芸術文化に触れ、自らも積極的に文化芸術活動に参加できる社会を目指します□
(2)	スポーツ活動等の取組みの推進	⇒ 障害の程度や状態に関わらず、誰もがスポーツ活動を楽しみ、親しめる社会を目指します